「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
7	農業委員会の	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第	在任特例の適用期間	(農業委員会分科会)
	委員の定数及	1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙に	(期日設定)	在任特例期間は、平成 17 年 11 月 30 日とす
	び任期の取扱	よる委員であった者は、新市設置の日から 2 か月以内		ప 。
	61	の間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員と		合併協議会へ報告済み。
		して在任する。		
8	地方税の取扱	税務証明については、合併時に内容を統一する。な	税務証明手数料の数え	(税分科会)
	61	お、証明手数料については、新市の住民窓口手数料の	方	複数の証明であっても、一つの認証であれ
		その他証明手数料と同額とする。		ば一件の証明手数料を適用する。
11	特別職の職員	条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職	市のみ又は町のみに設	(人事分科会)
	の身分の取扱	員については、1市3町すべてに設置され、新市にお	置されている特別職の	市町独自設置の特別職の職員は、その必要
	<i>(1</i>	いて引き続き設置する必要のあるものは、統一する。	必要性、報酬金額等	性に応じて設置する。
		1市3町すべてに設置されているもの以外のものは、		別紙 資料 1
		必要性に応じて合併までに調整する。		
13	事務組織及び	本所は、現在の酒田市の組織機構を基本として、	新市の組織機構	(事務機能配置分科会)
	機構の取扱い	合併までに調整する。	支所、部課室等の名称	本所・支所を通じての業務量については調
		支所の組織機構は、4部門により構成される課を		査済み。この業務量調査に基づいて、酒田市
		基本として、業務量や事務の性質等を考慮しながら		企画調整課、総務課、職員課で組織機構の原
		合併までに調整する。		案を策定し、各町と協議中。
		支所及び各部課室等の名称は、市民にわかりやす		
		い名称とすることを基本として、合併までに調整す		
		る。		
14	一部事務組合	[一部事務組合等]	脱退の可否	(人事分科会)
	等の取扱い	3 町が加入する山形県市町村職員退職手当組合に		脱退することとする。
		ついては、財政負担が少ない取扱いを選択するため、		
		当該組合から脱退することを前提に、合併までに調整		
		する。		

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
14	一部事務組合	[公社・第三セクター等]	第三セクターに関する	(商工港湾・観光・都市整備分科会)
	等の取扱い	各市町が出資している第三セクターについては、当	新市の基本方針	基本方針(案)を、合併協議会に提示済み。
		面現行のとおりとし、合併までに第三セクターに関す		
		る新市の基本方針を策定する。		
		なお、合併後、基本方針に基づき事業の見直しや組		
		織の統廃合等の検討を行い、併せて組織のスリム化		
		等、一層の経営改善に努めるよう促す。		
18	町(字)の区	名称については、「大字」を付さないものとする。	大字の名称の前に旧町	(総務分科会)
	域及び名称の	ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現	名を付すか否か	旧町名は付さないことで調整済み。
	取扱い	行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付する		小委員会報告済み。
		ことができるものとする。		別紙 資料 2
19	慣行の取扱い	市章及び憲章については、合併までに調整し、新市	市章及び憲章の選定	(総務分科会)
		で制定する。		市章については、図案の公募を行い、現在
				の市章町章を含めて選定する。
				憲章については、作成手法について検討中。
20	国民健康保険	国民健康保険健康世帯褒賞事業については、合併ま	賞品の内容等	(国保分科会)
	事業の取扱い	でに調整し、統一して実施する。		平成 17 年度に該当する世帯(前年度医療機
				関を受診しなかった世帯)については、合併
				まで1市3町においてそれぞれ贈呈する。
				平成 18 年度以降に該当する世帯について
				は、健康世帯の心身の健康を維持してもらう
				ことを目的に、健康文化施設の利用券及び健
				康関連賞品から健康世帯が選択したものを贈
				呈する。
				別紙 資料3
23	自治会、行政	自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に	広報配布分の報酬額	(まちづくり分科会)
	連絡機構の取	引き継ぎ、合併後調整する。ただし、広報配布分を除		自治会(区)長報酬のうち、広報配布分は、
	扱い	<. □		酒田市の報酬額に統一する。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	防災関係事業	地域防災計画は、合併までに暫定防災計画を作成	暫定の地域防災計画の	(総務分科会)
-2	の取扱い	し、新市において速やかに策定する。	策定	現行の各市町の防災計画を基に災害時の対
				応に支障が生じないような内容の計画の原案
				を作成する。
24	まちづくり関	市民活動支援事業については、合併までに調整し統	補助率や上限額等	(まちづくり分科会)
-4	係事業の取扱	一する。		新たな市民活動支援事業に統一する。
	l l			事業費の 2/3、限度額 30 万円
				別紙 資料 4
		自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設事業につ	集会所建設事業の対象	(まちづくり分科会)
		いては、合併時に統一した方法で実施する。ただし、	や補助率、限度額等	集会所建設事業は、次のとおり統一する。
		経過措置として、3町の集会施設の新築事業について		(新築)事業費の 1/2、限度額 200 万円
		は平成19年度まで、また、現在利子補給を受けてい		(増改築)事業費の 1/2、限度額 100 万円
		る事業については償還が終わるまで、現行の制度を適		別紙 資料 4
		用する。		
24	住民窓口業務	閉庁時の窓口業務については、合併までに調整し、	土日の電話予約による	(住民分科会)
-6	の取扱い	統一した方法で実施する。	各種証明書の交付、年末	電話予約による各種証明書の交付場所は酒
			の窓口業務の取扱い、夜	田市総合文化センターと3町総合支所とす
			間の窓口時間延長	ర 。
				酒田市と平田町が実施している年末の窓口
				業務及び平田町が実施している夜間の窓口時
				間延長は、現行のとおりとする。
				対象については、新市全域とする。
				別紙 資料 5
24	福祉関係事業	[高齢者福祉事業]	各市町シルバー人材セ	(高齢福祉分科会)
-9	の取扱い	シルバー人材センターについては、合併時に統合す	ンターの統合	社団法人となっている現在の酒田市の組織
		るよう働きかける。		に平成 17 年度内に統合することで、1 市 3 町
		補助金は、国の基準に準じて交付する。		のシルバー人材センターの話し合いにより合
				意済み。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No 協	3定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24 福祉[関係事業	[高齢者福祉事業]	補助金の額と賀詞・記念	(高齢福祉分科会)
-9 の取技	扱い	敬老事業については、合併時に統一した方法で実施	品等の交付基準等	・補助金の額は、酒田市を 1,400 円/人、八
		する。		幡町、松山町、平田町を 1,800 円/人とし
				段階的に調整し5年を目途に統一する。
				・賀詞・記念品は、77歳(賀詞) 88歳(賀
				詞、額緣) 99 歳(賀詞、額緣、記念品)
				100 歳(賀詞、額縁、記念品) 101 歳以上
				(賀詞、額縁、記念品)とする。
				・平成 17 年度は現行どおりとし、平成 18 年
				度から上記により実施する。
		[高齢者福祉事業]	外出支援サービス事業	(高齢福祉分科会)
		介護予防・地域支え合い事業については、国・県の制	については、介護タクシ	・生きがい活動支援通所事業への送迎は継続
		度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。	ーや他の交通手段等を	して実施する。
			検討し合併時まで調整	・身体状況により移動手段が限られている者
			し実施する。	の送迎は、酒田市の例により継続して実施
				する。
				・65 歳以上の者で移動手段が無い者の送迎は、
				現行の利用者に限定し当面継続して実施す
				ప .
			寝具類等洗濯乾燥消毒	(高齢福祉分科会)
			サービス事業について	酒田市の例により、利用回数は年4回、利
			は、利用回数、利用料は	用料は費用(委託料)の1割負担とする。
			合併時まで調整し、新市	対象者:高齢者のみの世帯などで障害等に
			全域で実施する。	より寝具の衛生管理が困難な方

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

	日からてに間正する」ことで手法の間正に不(間正の定が		1,11,0) ! !	十成 17 年 0 万 23 口坑江
No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	福祉関係事業	[高齢者福祉事業]	軽度生活援助事業につ	(高齢福祉分科会)
-9	の取扱い	介護予防・地域支え合い事業については、国・県の制	いては、利用料は合併時	酒田市の例により、利用料を30分あたり110
		度に基づき、合併時に統一した方法で実施する。	まで調整し新市全域で	円、60 分あたり 210 円とする。
			実施する。	対象者:高齢者のみの世帯などで障害等に
				より以下の作業を行うことが困難
				な方
				対象作業:居室の清掃、買い物、除雪等の
				家事支援
			配食サービスについて	(高齢福祉分科会)
			は、酒田市の例を基本に	酒田市の例により利用料を、普通食を1食
			合併時まで調整し、新市	あたり 400 円、治療食を1 食あたり 500 円と
			全域で統一した方法で	する (主食なしの場合は 100 円減)。
			実施する。	平成 17 年度は現行どおりとし、平成 18 年
				度から上記により実施する。
				対象者:高齢者又は障害者のみの世帯など
				で、食の自立支援及び介護予防の
				観点から利用が必要な方
				利用回数:365 日 1日2食まで
				食事内容:普通食、治療食(おかずのみ有)
			緊急通報システムにつ	(高齢福祉分科会)
			いては、利用者負担につ	酒田市の例により、所得税が課税されてい
			いては、合併時まで調整	る者と同一の世帯に属している利用者は、機
			して新市全域で実施す	器賃貸代を支払う。
			る。	対象者:高齢者又は障害者のみの世帯など
				であり、緊急事態に機敏に行動す
				ることが困難、並びに突発的に生
				命に危険な症状の発生する持病を
				有する方

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

		, も」ともです。、の間を加入(間定のた)		
No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	福祉関係事業	[高齢者福祉事業]	介護サービスの内容や	(高齢福祉分科会)
-9	の取扱い	介護用品の支給サービス等については、酒田市の例	交付要件、交付金額等	平成 17 年度については、現在の酒田市の制
		を基本に合併までに調整する。	(高齢者ほっとふくし	度を踏襲する。
			券事業)	別紙 資料 6
		[児童福祉事業]	延長保育や一時保育の	(児童福祉分科会)
		延長保育、一時保育事業については、合併までに調	実施時間や利用料金等	一時保育
		整し統一した方法で実施する。		・実施園は現行どおりとし、次世代育成支
				援行動計画に基づいて実施する。
				・実施時間は8:30~17:15とする。
				・料金は、年齢で二区分とし、給食の有無
				を含む半日単位制を新設のうえ実施す
				る 。
				< 3 歳未満児>
				4 時間以内 1,100 円 900 円(給食なし)
				4 時間超 2,000 円
				< 3 歳以上児 >
				4 時間以内 800 円 600 円(給食なし)
				4 時間超 1,400 円
				・17 年度は現行どおりとし、18 年度から上
				記により実施する。
				延長保育
				・実施園は現行どおりとし、保育時間は需
				要動向を踏まえて実施する。
				・料金は日額 300 円とし、月 3,000 円を上
				限とする。
				・平成 17 年度は現行どおりとし、平成 18
				年度から上記により統一して実施する。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24 -9	福祉関係事業の取扱い	[児童福祉事業] 子育て支援関係事業については、合併までに調整 し、統一した方法で実施する。	障害児保育や乳児保育の保育士の加配基準、養育サポートママ派遣事業の派遣時間区分や利用料金等	(児童福祉分科会) 障害児保育や乳児保育の保育士の加配基準・保育事業運営に伴う保育士の配置基準は、 酒田市の例により、平成18年度から実施する。 養育サポートママ派遣事業の派遣時間区分 や利用料金等
				 ・派遣時間区分については差異がないため、現行どおりとする。 ・利用料金については、生活保護世帯と住民税非課税世帯は無料とし、住民税の課税世帯は1時間につき100円とする。 ・利用期間は、申請のあった日から対象児が満3歳に達する日の属する月の末日までとする。 ・平成17年度は現行どおりとし、平成18年度から上記により実施する。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

			, .	
No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	福祉関係事業	[社会福祉事業]	各種福祉団体等への補	(社会福祉分科会)
-9	の取扱い	障害者福祉事業については、国・県の制度に基づく	助金の額、障害者住宅整	福祉団体への補助金の額
		ものは合併時から統一した方法で実施する。市・町単	備資金に対する利子補	補助金額は市町の補助金の総額を上限と
		独で行っている事業については、地域の実情に配慮し	給、重度心身障害者等お	してこれまでどおり交付する。
		合併までに調整して実施する。	むつ支給事業、身体障害	障害者住宅整備資金に対する利子補給(酒田市)
			者タクシー利用券交付	平成 16 年度で事業終了。経過措置として
			事業の交付額や交付要	平成 16 年度までの借入金にのみ利子補給す
			件等	ర 。
				住宅福祉機器設置事業費補助金(酒田市)
				平成 17 年度まで現行のとおりとし、平成
				18 年度から全市域で実施する。
				重度心身障害者等おむつ支給事業
				酒田市の例により統一する。支給要件は
				酒田市の例による。ただし、事業内容から
				年度中の統一は非現実的であることから、
				実際の統一は平成 18 年度からとする。
				身体障害者タクシー利用券・障害者ほっと
				福祉サービス
				酒田市の例により新市で統一して実施す
				る。ただし、事業内容から年度中の統一は
				非現実的であることから、実際の統一は平
				成 18 年度からとする。
		[社会福祉事業]	社会福祉協議会への補	(社会福祉分科会)
		社会福祉協議会については、合併時に統合するよう	助金の額や実施事業等	平成 17 年 11 月 1 日に合併することで合併
		に働きかける。社会福祉協議会に委託している事業及		協定を締結済み。
		び運営補助については、地域の実情に配慮しながら合		委託事業、運営費補助については、従来から
		併までに調整し、整理統合を図る。		の経過や地域の実情等に配慮しながら調整
				中。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	福祉関係事業	[社会福祉事業]	単位協議会への補助金	(社会福祉分科会)
-9	の取扱い	民生児童委員協議会については、現在の酒田市の連	の額や、民生委員の地域	町の協議会は酒田市の連合会組織に加入統
		合会組織に町の協議会が加盟統合することとし、単位	ごとの配置等	合する。
		協議会への補助等については、合併までに調整し、統		補助金・交付金等は酒田市の例を基本に新
		一した方法で実施する。		市で統一して実施する。ただし、事業内容か
				ら年度中の統一は非現実的であることから、
				実際の統一は平成 18 年度からとする。
24	商工関係事業	中心市街地活性化基本計画については、現行のとお	中心市街地区域以外の	(商工港湾分科会)
-10	の取扱い	り新市に引き継ぐ。	商店街活性化の支援策	下記の酒田市の商店街等活性化支援事業を
		なお、その他商店街等の活性化事業については、酒		3 町に拡大する。
		田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定		・共同施設整備事業への助成事業
		する。		・商店街活性化共同施設整備資金特別貸付
				事業
				・商店街活性化共同施設整備資金特別貸付
				利子補給事業
				・商工業人材育成支援事業
				別紙 資料7
		雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本と	必要な雇用対策	(商工港湾分科会)
		し、雇用情勢を注視しながら合併までに調整する。		酒田市の雇用促進対策事業を3町に拡大す
				る。
				・雇用創出特別助成事業
				・未就職高校卒業者教育訓練助成事業
				・未就職高校卒業者雇用促進助成事業
				・高校生就職支援事業
				別紙 資料 7

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24 -10	商工関係事業の取扱い	企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。 福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新	企業誘致にかかる助成 制度の内容 バス運行事業運営の基 本方針	(商工港湾分科会) 酒田市の企業誘致にかかる助成制度を新市 に引き継ぎ、3町の産業集積エリアを対象に 加える。 ・企業立地促進助成制度 ・工場等設置助成制度 別紙 資料7 (商工港湾分科会) 基本方針(案)を、合併協議会に提示済み。
		市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。	合併時に実現可能な路線の調整	合併時に実現可能な路線については、合併までに路線・ダイヤの検討、民間事業者等との調整などを行い、合併後速やかに運行を開始する。
24 -12	農林水産関係 事業の取扱い	農業振興地域整備計画については、合併までに調整 し、新市において策定する。	新市の計画の準備作業	(農業分科会) 計画の骨子を統一し、各市町ごとに見直し を進め、合併までに一本の農業振興地域整備 計画の原案を作成する。
		認定農業者制度については、合併までに調整し、新 市において基本構想を策定する。	認定農業者の認定基準	(農業分科会) 平成 17 年度に県の基準が見直しされるため、県の基準を踏まえた内容で統一する。なお、現在の基準で認定された農業者については、経過措置を設ける。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	農林水産関係	市町単独の補助金等については、合併までに統一の	単独補助金の継続、廃止	(農業、林業水産、農業委員会分科会)
-12	事業の取扱い	方向で調整する。		合併までに調整することとした補助金につ
		ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべ		いては、次のとおり調整する。
		き補助金等については、当面現行のとおりとし、合併		・統一済み 園芸農業拡大推進事業
		後に調整する。		・合併時に統一生産組合支援事業
		, and a second s		・平成 18 年度統一 農業用使用済プラ
				スチック適正処理事業、内水面漁業振興
				事業
				・合併後に調整農業女性グループ育
				成事業、カントリーエレベーター利用組
				合活動強化支援事業、農業組織経営強化
				推進事業、共同利用農機具購入補助事業、
				米生產調整対策事業、水田農業推進協議
				个主连调罡对束争未、小口辰未推连励磁 会 会
				・廃止 林業振興団体補助(H18) 林
				業退職金共済事業補助(H19)
				別紙 資料 8
		農林水産関係施設の使用料等については、当面現行	農村公園、市民農園の使	(農業、林業水産分科会)
		のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園	用料	農村公園の使用料は、商行為等を行う場合、
		及び市民農園については、合併までに調整する。		3.3 ㎡あたり 1,050 円(1日)とし、面積を算
				定しにくい場合は、1件3,150円(1日)と
				する。
				市民農園の使用料は、1区画 5,000 円とす
				る 。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24 -14	生活排水関係事業の取扱い	浄化槽補助金については、合併までに調整する。 下水道、集落排水施設及び浄化槽の受益者分担金は、合併までに認可又は採択を受けている事業は現行のとおりとし、合併後は新市の算定方式により統一する。	個人の浄化槽設置に対する補助金の額等 市が行う下水道事業 負担金、集落排水事業分 担金、浄化槽事業分担金 の算定方法や金額等	(生活排水分科会) 下水道受益者負担金、農業集落排水及び合併処理浄化槽(市町村設置)分担金と同等の負担となるように補助金を統一する。 別紙 資料9 (生活排水分科会) 下水道事業の負担金については、合併後に事業認可を受ける酒田市の算定方式「末端管渠費の 1/5 を負担する」とする。小委員会に説明済み。 集落排水事業の分担金については、合併後に事業認可を受けるのが酒田市だけであり、合併後は酒田市の例による。小委員会に説明済み。 浄化槽設置事業(市設置)の分担金については、下水道受益者負担金、集落排水事業分担金及び浄化槽補助金と同等の負担とな
24 -15	建設関係事業の取扱い	[土木関係事業] 除雪については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度は合併までに調整し、統一した方法で実施す	自主的な歩道等の除雪 や雪囲い設置の補助の 対象や金額等	るように分担金を統一する。 (土木分科会) 自主除雪支援制度については、酒田市の制 度に統一する。また、市道の雪囲い設置補助
		ర 。		金は、酒田市の例を基本として統一する。 別紙 資料10

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	建設関係事業	[土木関係事業]	道路側溝整備や草刈協	(土木分科会)
-15	の取扱い	道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を	力に対する補助の対象	道路側溝整備補助については、酒田市の
		踏まえ合併までに統一する。	や金額等	制度に統一する。
				酒田市管理道路の草刈については、負担
				金制度及び報償金制度により実施し、河川
				の草刈については、報償金制度に統一して
				実施する。
				統一する制度は、負担金制度は酒田市の制
				度とし、報償金制度は平田町の制度とする。
				別紙 資料10
		[住宅関係事業]	住宅資金貸付の貸付額	(都市整備分科会)
		住宅資金貸付事業については、合併までの貸付にか	等	酒田市の制度に統一する。
		かる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、制度は合併		貸付額;20万円~200万円
		までに調整し、統一した方法で実施する。		貸付利率;無利子
				返済期間;5年間
				別紙 資料11

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

NI.	おかまり	一口本なる人	知赦ナツ亜ナスまご	
No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	学校教育関係	学校給食の実施方法等については、合併までに調整	給食の実施方法(物資購	(管理・学校教育分科会)
-16	事業の取扱い	して統一する。なお、合併後に酒田市の中学校におい	入方法、献立作成、給食	調理方式については、単独・共同・民間
		て完全給食を実施する。	費等)	委託の3方式を当面現行のとおり引継ぎ、
				施設や職員配置の状況を考慮し、将来的に
				統一していく。
				炊飯方式については、3か年を目途に統
				一する。
				給食費については、3か年を目途に統一
				する。
				献立については、平成 17 年度は現行のと
				おりとし、平成 18 年度からは全校統一献立
				とする。
				物資購入の契約及び発注については、平
				成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年
				度からは教育委員会一括契約・一括発注と
				する。なお、地産地消を一層推進する。
				学校給食運営委員会については、酒田市
				の例により新たに設置する。
		学校施設の使用料については、合併時に統一する。	減免基準	(管理・学校教育分科会)
				公共団体が使用するとき、当該学校に関係
				ある団体の会合で学校長が公益上必要と認め
				るとき、社会教育法第 10 条に規定する社会教
				育団体の会合で学校長が公益上必要と認める
				とき、酒田市教育委員会が必要と認めるとき
				は、使用料を減免する。
				別紙 資料12

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

	#10 · 4 · = #3 <u>— 7</u>	, の」このに事点の間正MA (間正の)に19	1,11,10	十成 17 年 0 月 23 日 城江
No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	生涯学習関係	各種団体助成については、現行のとおりとするが、	基準の統一や補助金の	(生涯学習分科会)
-17	事業の取扱い	交付団体が特定されていない補助金については、合併	額等	同種の団体への補助金(各種婦人会補助
		までに調整して統一する。また、同種の団体への補助		金)については、平成 17 年度は現行のとお
		金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助		りとし、平成 18 年度から基準を統一する。
		の有無に違いがある補助金についても合併までに調		市町ごとに補助の有無に違いがある補助
		整する。		金(各種PTA補助金)については、団体の
				自主運営に委ねることとし、補助金は廃止
				する。なお、施設使用料の減免等で配慮を
				図っていく。
				交付団体が特定されていない補助金は、
				現行なし。
				別紙 資料 1 3
				(体育分科会)
				同種の団体への補助金(体育協会)につ
				いては次のとおり。
				・1市3町の体育協会が統合するよう働き
				かける。
				・スポーツ振興上のこれまでの経過を尊重
				し各体育協会の補助金は継続する。
				市町ごとに補助の有無に違いがある補助
				金(各種補助金)については、別紙のとおり
				調整する。
				交付団体が特定されていない補助金は、
				現行のとおりとする。
				別紙 資料14
				(芸術文化分科会)
				同種の団体への補助金(芸術文化協会)に
				ついては、調整中。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

No	協定項目	調整方針	調整を必要する事項	調整状況(進捗状況:概要)
24	生涯学習関係	使用料については、現行のとおりとするもの以外	公民館の使用料減免基	(生涯学習分科会)
-17	事業の取扱い	は、統一する。	準	公民館については、社会教育団体等の会
			その他の生涯学習施設	合で公益上必要と認めたとき及びその他教
			の使用料減免基準	育委員会が必要と認めたときに使用料を減
				免する。
				生涯学習施設については、現在の減免規
				定を適用する。
				別紙 資料15
				(体育分科会)
				市教育委員会が主催又は委託する事業、公
				益上特に必要と認められる事業、選手強化で
				市教育委員会が特に必要があると認められる
				ものなどについて、使用料を減免する。
				別紙 資料 1 6
				(芸術文化分科会)
				身体障害者の減免については、身体障害者
				手帳または療育手帳の交付者は半額とする。
				また、身体障害者手帳第1種または療育手
				帳Aの交付者が介助者と一緒に入館する場合
				は、本人と介助者1名を半額とする。なお、
				酒田市資料館のみ実施していた高齢者(65 歳
				以上)の減免については廃止する。
				別紙 資料17